

札幌市予防接種健康被害調査委員会要綱

(昭和 53 年 3 月 22 日制定)

(目 的)

第 1 条 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定に基づく予防接種並びに本市が自ら行政措置として実施する予防接種（以下「予防接種」という。）による健康被害について、適正かつ円滑な処理を図るため、札幌市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、予防接種による健康被害が発生した場合、市長の依頼に応じ、当該健康被害について、医学的な見地から次の各号に掲げる事項の調査等を行うものとする。

- (1) 疾病の状況等に関すること
- (2) 診療内容について資料収集に関すること
- (3) 必要と認められる特殊検査又は剖検の実施についての助言等に関すること
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること

(組 織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 札幌市医師会の推薦する医師
- (2) 北海道知事の推薦する医師
- (3) 市職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

4 委員長、副委員長ともに事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(会議の公開)

第 7 条 委員会及び会議録等については、個人情報にあたるため原則として非公開とする。

(庶 務)

第 8 条 委員会の庶務は、保健福祉局保健所において行う。

(委 任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則 この要綱は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和 13 年 8 月 7 日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。